

福岡医発第784号(地)

平成20年6月28日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部施行による
緊急自動車の範囲の拡大について

標記の件、福岡県保健医療介護部より別添のとおり通知がありました。

本件は、「傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置」を有しない「医療機関が救急現場に医師を派遣するために使用する自動車」(医師派遣用自動車)についても、緊急自動車の指定対象に追加されたとのことであります。

しかしながら、医師派遣用自動車の走行は市町村の要請によること、医療機関は救急医療機関であること、また、医師派遣用自動車の緊急走行にあたっては、救急現場に別に救急用自動車が出動していること等が前提となっております。

つきましては、本件について貴会会員にご周知いただきますよう、貴職のご高配方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事	名取一幸
地域保健副担当理事	毛利康茂
医業経営担当理事	廣瀬真恵
会長	丸山 泉

「公印省略」

20医指第717号

平成20年6月2日

(社)福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長

道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部施行による
緊急自動車の範囲の拡大について

このことについて、別添写しのとおり厚生労働省医政局指導課から通知がありましたのでお知らせします。

今回、道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部施行により、医療機関が傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村の要請を受けて、当該傷病者が医療機関に緊急搬送されるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所まで運搬するために使用する医師派遣用自動車についても、緊急自動車としての指定対象に追加されました。

つきましては、内容について御了知いただき、消防機関との適切な連携を図られますようお願いいたします。

福岡県保健医療介護部医療指導課

地域医療係 榊田

TEL 092-643-3275

FAX 092-643-3277

事 務 連 絡

平成 20 年 4 月 30 日

各都道府県衛生主管部(局)

救急医療担当課 御中

厚生労働省医政局指導課

道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部施行による

緊急自動車の範囲の拡大について

救急医療行政については、日頃より御協力いただきありがとうございます。

今般、警察庁より、標記運用に関し、別添のとおり各種通知が発出されたところ、内容について御了知いただくとともに、管下の救急医療機関等への周知方よろしくをお願いします。

○ 照会先

医政局指導課 佐々木、合田

直 通 03-3595-2194

FAX 03-3503-8562

原議保存期間30年
(平成50年12月31日まで)

警察庁内交企発第47号

平成20年4月22日

警察庁交通局長

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部施行に伴う交通警察の運営について
道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第149号。以下「改正令」という。)は、本日閣議決定されたところであり、今月25日に公布される予定である。改正令中、第13条第1項の改正規定(医師派遣用自動車を緊急自動車の指定対象として追加する規定)については、公布の日から施行されることとされているが、その改正の趣旨及び内容は、以下のとおりであるので、関係事務の運営に万全を期されたい。

記

1 改正の趣旨

現在、傷病者の緊急搬送については、主として救急業務を行う消防機関から救急用自動車(道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項第1号の2に規定する自動車をいう。以下同じ。)が出動することにより行われているが、一部の地域においては、これと併せて、消防機関からの要請を受けて、医療機関が使用する自動車により救急現場に医師を派遣するという運用が行われている。これは、医師による初期治療を早め、傷病者の救命や救急業務の円滑な遂行に資するためのものであり、運用の効果を最大限に発揮するためには、医療機関が救急現場に医師を派遣するために使用する自動車(以下「医師派遣用自動車」という。)がいわゆる緊急走行により救急現場に急行する必要がある。

現行制度上、医師派遣用自動車は、「傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置」を有する救急用自動車に該当しない限り、緊急自動車の指定対象とはならないが、傷病者の緊急搬送に先立って初期治療を施す医師を派遣する自動車は必ずしも「特別の構造又は装置」を備えている救急用自動車である必要はない。

このため、医療機関の経済的負担の軽減を図るとともに、救急用自動車がその本来の用途である傷病者の緊急搬送に用いられるようにするため、「傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置」を有しない医師派遣用自動車についても、緊急自動車の指定対象に追加することとしたものである。

2 改正の内容

医療機関が、傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村の要請を

受けて、当該傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所にまで運搬するために使用する自動車について、緊急自動車の指定対象に追加することとした。

(参考資料)

- 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第149号）新旧対照条文（抄）及び附則

道路交通法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文（抄）
 ○ 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（緊急自動車） 第十三条 法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したものの（第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。 一 一の四（略） 一の五 医療機関が、傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村の要請を受けて、当該傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所^{（略）}にまで運搬するために使用する自動車 一の六（略） 二 一の十一（略） 2（略）	（緊急自動車） 第十三条 法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したものの（第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。 一 一の四（略） 一の五（略） 二 一の十一（略） 2（略）

附 則

この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十年六月一日）から施行する。ただし、第十三条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

原議保存期間10年
(平成30年12月31日まで)

警察庁丁交企発第91号

平成20年4月22日

警察庁交通企画課長

各管区警察局広域調整部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察(方面)本部長

道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部施行に伴う緊急自動車の指定対象の追加に関する交通警察の運営上の留意事項について

道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第149号。以下「改正令」という。)は、本日閣議決定されたところであり、今月25日に公布される予定である。改正令中、第13条第1項の改正規定(医師派遣用自動車を緊急自動車の指定対象として追加する規定)については、公布の日から施行されることとされているが、その改正の趣旨及び内容については、「道路交通法施行令の一部を改正する政令の一部施行に伴う交通警察の運営について」(平成20年4月22日付け警察庁丙交企発第47号)をもって通達されたところである。今回の改正に伴う緊急自動車の指定対象の追加に関する交通警察の運営上の留意事項は、次のとおりであるので、部下職員に対する指導教養の徹底を図り、関係事務の運営に遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「令」とは改正令による改正後の道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)をいうものとする。

記

- 1 令第13条第1項第1号の5における「医療機関」とは、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院及び診療所をいうこと。なお、一般的には、救命救急センター等救命救急医療を実施している医療機関が想定されることから、これに該当しない場合は、指定の必要性について慎重に検討すること。
- 2 令第13条第1項第1号の5における「都道府県又は市町村」とは、令第13条第1項第1号の2の「都道府県」又は「市町村」と同義であり、市町村は消防組織法(昭和22年法律第226号)第6条の規定により消防(救急業務を含む。)の責任を有する市町村を、都道府県は消防法(昭和23年法律第186号)第35条の6第2項の規定により救急業務を行う都道府県をいうこと。
- 3 令第13条第1項第1号の5における「要請」とは、119番通報等を受けて傷病者の緊急搬送をしようとする都道府県又は市町村が、その都度、医療機関に対し、当該傷病者が所在する場所(以下「救急現場」という。)まで医師の派遣を要請することをいうこと。なお、一般的には、これに先立って、医療機関と都道府県又は市町村との間で、医師の派遣について協定を締結するなど、要請の枠組みが確立されていることが想定されることから、これに該当しない場合は、指定の必要性について慎重に検討すること。
- 4 医師派遣用自動車は、救急現場まで医師を運搬するためのものであることから、一般的には、普通自動車であることが想定されるところであり、これに該

当しない場合は、指定の必要性について慎重に検討すること。

- 5 医師派遣用自動車の緊急用務は、救急現場まで医師を運搬することであり、応急の治療を終了して当該自動車により救急現場から医療機関に戻る場合は緊急走行することを認められていないことから、その旨を自動車の使用者に対して確実に説明すること。
- 6 道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条第3項の規定の趣旨にかんがみ、医師派遣用自動車の運転者について、所要の交通安全教育を受けさせるよう当該自動車の使用者を指導すること。
- 7 医師派遣用自動車は、「傷病者が医療機関に緊急搬送をされるまでの間における応急の治療を行う医師を当該傷病者の所在する場所にまで運搬するために使用する自動車」であることから、当該自動車が緊急走行するに当たっては、傷病者の緊急搬送のために救急用自動車が別途救急現場に出動することが前提であること。
- 8 医師派遣用自動車は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）上は「救急自動車」として取り扱われること。